

第 6 章 生活保護

1. 概 説
2. 生活相談
3. 被保護世帯の状況
4. 生活保護法による援護
5. 法外援護
6. 中国残留邦人支援

1. 概 説

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべて生活保護法に優先して行い、最低限度の生活費は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により算出し、これとその者の収入とを対比して、その者の収入だけでは最低生活費を満たすことができない時にはじめて行われる。

本市は都心の西方約40kmに位置し、都下26市中最大の面積を有し、緑豊かな自然環境に恵まれていることから市域には精神病院を始め、社会福祉施設等の施設も他市に比較し整っている。また都心への通勤圏にあることから、大規模都営住宅及びその他の公設住宅、民間アパートが数多く散在し、低家賃住宅も多い。

2. 生活相談

バブル崩壊後、経済状況の悪化の影響から、生活保護の相談件数が大幅に増加した。平成21年度をピークとし、相談件数は減少傾向であるが、依然として多くの人々が生活相談に訪れている。

○生活相談件数の状況

単位：件

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
生 活 相 談		5,868	6,251	5,227
内 訳	生活保護申請	1,426	1,200	877
	生活保護相談	3,417	4,063	3,317
	入院助産	19	4	2
	母子生活 支援相談	439 (一時保護 28)	504 (一時保護 20)	636 (一時保護 33)
	そ の 他	567	480	395

3. 被保護世帯の状況

(1) 被保護世帯、人員、保護率の状況

(各年度4月中)

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
八王子市	被保護世帯(人)	11,702	11,784	11,728
	被保護世帯(世帯)	7,971	8,145	8,193
(0/00) ※	全 国	15.8	16.5	16.9
	都	20.3	21.4	22.0
	区 部	22.1	23.3	23.9
	市 部	16.4	17.2	17.8
	八王子市	20.2	20.3	20.2
	武蔵野市	14.3	15.0	15.0
	町田市	15.2	16.0	16.8
	立川市	27.2	28.2	29.2

保護停止中も含む。

「福祉保健局業務統計月報」より

※0/00=パーミル・千人中当たり

(2) 労働力類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位：世帯

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
世帯主が就労	※	10.2	10.6	10.6
	常用者	809	860	868
	※	0.7	0.7	0.9
	日雇者	58	54	75
内職	※	0.2	0.2	0.2
		15	15	13
	※	0.4	0.5	0.7
その他		30	44	61
	※	2.6	2.8	2.7
世帯員が就労		210	224	219
就労者がいない	※	85.9	85.3	84.9
		6,836	6,934	6,938
合計	※	100.0	100.0	100.0
		7,958	8,131	8,174

※構成比(%)

「福祉保健局業務報告」より

(3) 世帯類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位：世帯

区 分		年 度	2 3	2 4	2 5
		※	32.3	33.7	35.8
単 身	高 齢 者	※	2,571	2,740	2,924
	傷病・障害者	※	1,857	1,904	1,857
	そ の 他	※	1,201	1,183	1,114
2 人 以 上	高 齢 者	※	436	420	416
	母 子	※	846	831	806
	傷病・障害者	※	376	381	396
	そ の 他	※	671	672	661
合 計	※	7,958	8,131	8,174	

※構成比(%)

「福祉保健局業務報告」より

(4) 保護開始理由別分類

単位：件

年度		2 3	2 4	2 5
区 分				
1	※	21.2	18.8	21.6
世帯主の傷病		287	215	179
2	※	1.3	0.8	1.0
世帯員の傷病		17	9	8
	※	1.7	1.7	1.3
就労者の死亡 離別不在		22	19	10
	※	17.4	14.6	9.5
1. 2に該当しない 稼働収入の減少・喪失		236	167	79
	※	46.5	57.8	60.9
年金・仕送り等の 減少・喪失		632	662	505
	※	12.1	6.5	5.8
そ の 他		165	74	48
合 計	※	100.2	100.2	100.1
		1,359	1,146	829

※構成比(%)

(5) 保護開始世帯類型別分類

単位：世帯

年度		2 3	2 4	2 5
区 分				
	※	21.9	24.0	24.1
高 齢 者		298	275	200
	※	9.9	9.1	7.1
母 子		135	104	59
	※	32.7	32.3	37.4
傷 病 者		445	370	310
	※	35.4	34.6	31.4
そ の 他		481	397	260
合 計	※	99.9	100.0	100.0
		1,359	1,146	829

※構成比(%)

(6) 保護開始労働力類型別分類

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
世帯主が就労	※ 常 用 者	2.1 29	2.4 28	1.8 15
	※ 日 雇 者	0.4 5	0.1 1	0.5 4
	※ 内 職	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	※ そ の 他	2.6 36	2.2 25	2.5 21
	※ 世帯員が就労	0.8 11	0.7 8	0.8 7
※ 就労者がいない	94.0 1,278	94.6 1,084	94.3 782	
※ 合 計	99.9 1,359	100.0 1,146	99.9 829	

※構成比(%)

(7) 保護廃止理由別分類

単位：世帯

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
1	※ 世帯主の傷病治癒	0.4 5	0.2 2	0.2 2
	※ 死 亡 ・ 失 踪	34.9 404	34.9 380	36.9 370
	※ 1に該当しない稼動収入の増加	9.2 107	9.9 108	8.4 84
	※ 年金・仕送り等の増加	3.4 40	3.1 34	2.1 22
	※ そ の 他	52.0 602	51.9 566	52.4 526
	※ 合 計	99.9 1,158	100.0 1,090	100.0 1,004

※構成比(%)

(その他は転出・引取り等)

4. 生活保護法による援護

(1) 生活保護費の支給

金額単位：千円

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
生活扶助	延人数	149,698	149,214	144,542
	金 額	7,222,571	7,187,691	6,810,009
住宅扶助	延世帯	82,787	83,606	83,361
	金 額	3,605,529	3,607,201	3,580,581
教育扶助	延人数	13,744	11,977	11,358
	金 額	126,495	121,386	113,658
介護扶助	延人数	32,538	35,266	39,506
	金 額	421,293	427,612	437,185
医療扶助	延人数	236,130	238,164	237,953
	金 額	9,204,222	9,188,981	9,103,632
出産扶助	延人数	5	1	5
	金 額	610	240	890
生業扶助	延人数	528	496	468
	金 額	71,650	75,564	72,010
葬祭扶助	延人数	259	258	236
	金 額	52,485	53,270	48,971
保護施設 事務費	延人数	672	656	654
	金 額	116,098	111,076	113,924
合計	金 額	20,820,953	20,773,021	20,280,860

(2) 医療券等の発行

単位：件

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
外	来	134,256	133,831	134,068
入	院	12,680	12,455	11,965
歯	科	22,600	23,016	23,094
治	療 材 料	704	613	616
施	術	1,660	1,606	1,517
移	送	6,737	6,549	6,577
薬	局	106,842	106,425	107,913
訪	問 看 護	543	571	782
合 計		286,022	285,066	286,532

(3) 医療扶助受給者数

(各年度4月中)単位：人

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
入	※	5.8	6.1	5.9
	精 神	463	488	478
院	※	2.8	2.5	2.6
	一 般 疾 病	224	202	208
院	※	8.6	8.7	8.5
	計	687	690	686
入	※	1.2	0.9	0.8
	精 神	96	75	63
院	※	90.2	90.4	90.8
	一 般 疾 病	7,214	7,200	7,350
外	※	91.4	91.3	91.5
	計	7,310	7,275	7,413
合	※	100.0	99.9	100.1
	計	7,997	7,965	8,099

※構成比(%)

「福祉保健局業務報告」より

5. 法外援護

(1) 学童服・運動衣代の支給

生活保護法による被保護学童・生徒に対し、その就学を奨励し、もって被保護者世帯の自立更正を援助するため「こどもの日」の行事の一環として、学童服代等を支給している。

○支給状況

区 分		年 度			
		2 3	2 4	2 5	
学 童 服	人 員	小学生 (人)	528	523	487
		中学生 (人)	262	259	255
	単 価 (円)	11,000	11,000	11,000	
	支給額 (千円)	8,690	8,602	8,162	
運 動 衣	人 員	小学生 (人)	605	606	577
		中学生 (人)	398	368	362
	単 価 (円)	4,000	4,000	4,000	
	支給額 (千円)	4,012	3,896	3,756	

(支給額の千円未満四捨五入)

(2) 夏季健全育成費の支給

生活保護法による被保護学童・生徒に対して、夏季休暇中の臨海・林間学校等に参加する費用を負担し、それらの者の心身の健全な育成を図るために支給している。

○支給状況

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
人 員	小学生 (人)	624	620	576
	中学生 (人)	395	372	353
単 価 (円)	3,000	3,000	3,000	
支 給 額 (千円)	3,057	2,976	2,787	

(支給額の千円未満四捨五入)

(3) 修学旅行支度金の支給

生活保護法による保護を受けている小学校5・6年生または中学校3年生が修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、学童・生徒の修学を助け、もって本人及び世帯の自立助長を図るために支給している。

○支給状況

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
小学 6 年生	人 員 (人)	106	102	121
	単 価 (円)	4,000	4,000	4,000
	支 給 額 (千円)	424	408	484
中学 3 年生	人 員 (人)	132	105	137
	単 価 (円)	8,000	8,000	8,000
	支 給 額 (千円)	1,056	840	1,096
合 計	人 員 (人)	238	207	258
	支 給 額 (千円)	1,480	1,248	1,580

(支給額の千円未満四捨五入)

(4) 生活保護自立促進事業

生活保護者または生活保護世帯に対して、自立支援に要する経費の一部を支給することにより、自立助長をはかるために支給している。平成17年度から実施。

○支給状況

金額単位：千円

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
就労支援費		211	133	67
社会参加活動費		0	0	0
高齢者等生活環境改善事業		732	479	660
生活支援事業		1,020	766	474
債務整理援助事業		51	0	0
住宅契約関係費		1,213	526	988
健康増進費		40	0	0
次世代支援		120	833	665
高齢者支援適正化推進費		10	10	3
事業移行準備		7	5	0
支 給 額		3,404	2,752	2,857

6. 中国残留邦人支援

(1) 支援給付の状況

○被支援世帯・人員数

区分 \ 年度	23	24	25
被支援人員数	52	50	49
被支援世帯数	30	29	29

○世帯別

区分 \ 年度	23	24	25
残留邦人単身世帯	7	7	8
配偶者単身世帯	1	1	1
残留邦人夫婦世帯	19	19	18
その他世帯	3	2	2
合計	30	29	29

(2) 支援給付の開始・廃止の状況

区分 \ 年度	23	24	25
開始	1	0	0
廃止	1	1	1

(3) 支援費

区分 \ 年度	23	24	25
生活費	37,006,472	36,244,429	34,675,229
住宅費	11,491,734	11,586,797	11,504,510
医療費	35,892,146	36,779,632	40,216,123
介護費	1,395,872	1,259,345	1,275,358
葬祭費	0	0	201,000
生業費	0	0	0
合計(円)	85,786,224	85,870,203	87,872,220